

税の申告

正しく
お早めに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう！

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月18日(月)～3月15日(金)

★左の日程表をよく確認の上、各会場へお越しください。

問合せ先 市役所 税務課

☎22・8106

申告が必要な方

- 平成25年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
- 収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方
- 国民年金保険料の免除・児童扶養手当等の支給を受けている方または受ける予定の方
- 障害福祉に関して、所得に

応じて助成額等が変わる制度を利用される方

(同世帯の方の申告が必要な場合もあります)

▼平成25年度に市内の私立幼稚園に入園または在園する園児の保護者で、就園奨励補助により保育料の減免を受ける予定の方

申告する必要のない方

- 税務署に所得税の確定申告をする方(確定申告は市・県民税の申告を兼ねています)
- 一力所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払

申告に必要なもの

- 報告書」が提出されている方
- 公的年金収入(遺族年金・障害年金の収入を除く)のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 印鑑
- 平成24年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料または旧損害保険料)等の領収書または支払証明書
- 医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの(医療費控除の申告をする方)
- ※事前に医療を受けた方および病院・薬局別に計算してください。
- 寄附金受領証明書(寄附金税額控除の申告をする方)
- 障害者手帳(市町村長等の認定を受けている方を含む)、療育手帳等をお持ちの方など

申告受付日程

2月中は各地区へ出張申告を行っています。市役所での申告は3月1日以降にお願いします。

2月	とき	ところ
19日(火) 20日(水)	9:00～16:00	粟野公民館 農協粟野支店 農協東部支店
21日(木)	9:00～16:00	中郷公民館 農協東部支店
22日(金)	9:00～16:00	愛発公民館 農協東部支店
25日(月)	9:00～11:30	旧葉原小学校
26日(火)	9:00～11:30	赤崎小学校
27日(水)	9:00～11:30 13:30～16:00	横浜公会堂 東浦公民館

3月	とき	ところ
1日(金) 4日(月)	9:00～16:00	市役所(4階講堂) 農協敦賀支店 農協粟野支店
5日(火)	9:00～16:00	市役所(4階講堂) 農協敦賀支店
6日(水)		農協本店
7日(木)		農協本店
8日(金)		農協本店
11日(月) 12日(火)	9:00～16:00	市役所(4階講堂) 農協本店
13日(水)		農協本店
14日(木)		農協本店
15日(金)		農協本店

《確定申告出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、こちらの会場をご利用ください。

2月19日(火)・20日(水) 粟野公民館
3月1日(金)～15日(金) 市役所4階
(土・日曜日は除きます)

Check! 介護保険等を利用されている方は、16ページもご覧ください。

税務署の

申告相談会場は

2月1日(金)から!

1月31日(木)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署で相談することができますが、限られた職員で対応していますので、お待ちいただく場合があります。

申告・納税期限

所得税 3月15日(金)
消費税 4月1日(月)

問合せ先 敦賀税務署

☎22・1010

確定申告の作成は「確定申告書等作成コーナー」で!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書等は、ご自宅のプリンタで印刷して郵送等により税務署へ提出することができます。

また、同コーナーの画面上からそのままe-Taxを利用して税務署に送信することもできます。

「同コーナー」を利用して所得税の申告書などを作成すると、次の点で便利です。

- ① 24時間いつでも利用可能です。
- ② 税務署に行く必要がありません。
- ③ 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ④ データを保存することにより、いつでも作業を再開できます。
- ⑤ 保存したデータは、翌年以降も利用できます。



国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

税務署職員によるe-Taxの出張申告相談を行います。

【粟野公民館】 2月19日(火)・20日(水)
【市役所4階】 3月1日(金)～15日(金)

e-Taxをご利用いただく前に

- 電子証明書付き住民基本台帳カード(市役所市民課で取得できます)
- 電子証明書の有効期限は発行日から3年間です。既に取得されている方で有効期限が切れる方は、市民課で更新の手続きをお願いします。
- (電子証明書等の取得に関する問合せ) 市民課 ☎22・8116
- ICカードリーダーライター(家電量販店などで購入できます)

平成25年度からの個人市・県民税の改正点

変更事項 平成22年度の税制改正により、平成25年度分の個人住民税(平成24年分所得税)における生命保険料控除の見直しがなされました。

今回の改正では、生命保険料控除の合計適用限度額の7万円に変更はありませんが、従来の一般生命保険料控除(改正前:適用限度額3.5万円)と個人年金保険料控除(改正前:適用限度額3.5万円)に、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの保険料控除の適用限度額が2.8万円へと変更されます。

ただし、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約(以下「旧契約」といいます。)については、従来の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額(それぞれ3.5万円)がそのまま適用されます。

注意事項

- 以上の見直しについては、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等(以下「新契約」といいます。)から適用されます。
- 平成23年12月31日以前に締結した旧契約に係る控除については、従前の適用額が適用されます。(それぞれ限度額3.5万円)
- 新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、限度額が2.8万円になります。

計算方法

①新契約に基づく場合の控除額

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額については、次の表のとおり計算します。

支払保険料の金額	控除額
12,000円まで	支払保険料の全額
12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円
56,001円～	28,000円

②旧契約に基づく場合の控除額

従前の計算方法が適用されます。

支払保険料の金額	控除額
15,000円まで	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円
70,001円～	35,000円

③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額

新契約と旧契約の双方に加入している場合の新(旧)生命保険料または新(旧)個人年金保険料は、生命保険料または個人年金保険料の別に、次のいずれかを選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	①に基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	②に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額(最高28,000円)

④生命保険料控除額

①～③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。なお、この合計額が7万円を超える場合には、生命保険料控除額は7万円となります。